

令和5年第4回
志木市農業委員会総会議事録

令和5年4月25日

志木市農業委員会

令和5年第4回志木市農業委員会総会日程

令和5年4月25日（火）午後2時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第6号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (2) 議案第7号 『農地法第4条の規定による許可申請』について

第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- (1) 報告第8号 農地の改良に係る届出について
- (2) 報告第9号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和5年第4回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後1時50分から午後2時50分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員(13人)

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	齊藤 正歳
	2番	細田 次男
	3番	細田 公雄
	4番	清水 隆司
	5番	小山 武英
	6番	三枝 将樹
	7番	金子 秀之
	8番	清水 一敏
職務代理	9番	波澄 洋子
	10番	佐藤 浩之
	11番	志村 二美重
	12番	池ノ内 善和

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 樋山 博明

書記 古屋 大輔

書記 小林 寛尚

6. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和5年第4回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中13人で行っていただきまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和5年第4回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、12番 池ノ内 善和委員、2番 細田 次男委員にお願いいたします。併せて、書記として小林主事を指名いたします。

それでは、
議案第6号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第6号受付番号15番について、事務局から説明を求めます。

○小林主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

受付番号15番の申請人及び農地の状況につきましては金子秀之委員にご同行いただき、確

認しております。この後、担当委員よりご説明がございます。
以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第6号 受付番号15番につきまして、金子秀之委員、説明、報告をお願いいたします。

○7番 金子秀之委員

会長の指名がありましたので、議案第6号受付番号15番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■ ■■ 氏、■■ ■■ 氏、■■ ■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、5～7ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ進み、〇〇の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他〇筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■ ■■ 氏、■■ ■■ 氏、■■ ■■ 氏は引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

それでは、議案第6号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第6号は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、

議案第7号『農地法第4条の規定による許可申請』について
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第7号受付番号1番について、事務局から説明を求めます。

○樋山事務局長 【事務局説明】

本案件は、農地の一部を新設の貸駐車場にしようとするための許可申請であります。
当該農地は、市街化調整区域であるため、農地法第4条転用の許可申請に該当いたします。
農地を農地以外のものにするため、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならないと
ありますので、志木市の農業委員会で意見書について決議された後に、県にその意見を付し
た上で、許可の申請をすることとなっております。別紙としてお配りしております、A3の
「許可申請に係る意見書」の様式をご覧ください。様式の中段左側に「検討事項」が記載さ
れておりますので、ご覧ください。1～12までございますので、こちらにつきまして協議
をしていただきたいと思います。それでは、それぞれの事項につきまして説明をさせていただきます。

(1～12の説明)

検討事項を協議した後、様式下から2行目「総合意見」の欄に、志木市農業委員会として
許可相当か否かを記入することとなっております。

なお、受付番号1番の申請人及び農地の状況につきましては、田中会長と細田公雄委員に、
ご同行いただいて、確認しております。

○田中会長

それでは、議案第7号 受付番号1番につきまして、細田公雄委員、説明、報告をお願いい
たします。

○細田公雄委員

それでは、議案第7号受付番号1番について、わたくし細田より説明、報告を行います。

本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が所有する農地を転用して、貸駐車場を新規に設置
する転用であります。市街化調整区域にあたるため、農地法第4条の転用許可申請に該当い
たします。志木市の農業委員会で意見書を作成し、決議後に、県にこの意見を付して、許可
の申請をすることとなっております。

申請地については、8ページをお開きください。

市役所から県道をさいたま市方面へ〇〇mほど進み、〇〇の交差点を■折、約〇〇メートル
ほど進んだ〇側の農地が申請地となります。田中会長、事務局と同行して、申請農地である
■■■■丁目 ■■■■■-■の現地を確認したところ、現地は市街化調整区域であり、北側の■
■通りには、水道管と都市ガス管が敷設され、■■学校および■■学校が〇〇m以内あること

から、2管2施設に該当するとともに、■■■医院もおよそ〇〇mの位置にあることから、第3種農地に該当いたします。今回の農地転用は、敷地の一部を貸し駐車場とするものですが、許可相当であると判断しますが、貸し駐車場部分と残る農地部分を文筆する必要性があること、残った農地については、小屋と耕作がなされていない場所であるため、耕作をする必要性があることを、一部条件の付与が必要であることとしてを報告します。県に申請するにあたり、事務局より意見書をまとめておりますので、併せてご審議をお願いいたします。

○田中会長

それでは、議案第7号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、『農地法4条の規定による許可申請』について

賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第7号受付番号1番につきましては、

許可相当とのことで、県に意見書を付して進達することと致します。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第8号『農地改良に係る届出について』

専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。それでは、報告第8号受付番号1番につきましては、わたくし田中より報告いたします。申請地は、9ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み〇〇を〇折、〇〇メートルほど進み、〇〇を〇折し、さらに約〇〇メートル進んだ〇側が申請地となります。田として利用していた場所を、今回の農地改良において、盛り土をし、柿などの樹木を適当な間隔を開けて果樹畑へ変更するものであります。

工事自体は、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事でないことから、何ら問題ないことを報告します。

○田中会長

次に、(2) 報告第9号『農地法4条第1項第8号の規定による農地転用届出』についてこちらでも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。

次に、報告第9号 受付番号4番につきましては、清水一敏委員の報告を求めます。

○8番 清水一敏委員

会長の指名がありましたので、報告第9号受付番号4番について、報告を行います。

申請地は、10ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み〇〇を■折、〇〇メートルほど進み、〇〇を■折し、さらに約〇〇メートル進んだ■側が申請地となります。現地は、〇〇となっております。今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。

次に、報告第9号 受付番号5番につきましては、佐藤浩之委員の報告を求めます。

○10番 佐藤浩之委員

会長の指名がありましたので、報告第9号受付番号5番について、報告を行います。

申請地は、11ページをお開きください。市役所から県道を志木駅方面へ進み〇〇を■折、〇〇メートルほど進み、〇〇を■折し、さらに約〇〇メートル進んだ■側が申請地となります。現地は、〇〇となっております。今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上です。

○田中会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告第8, 9号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和5年5月23日火曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定で
ございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和5年5月23日 火曜日、午後2時ということでよろしく願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 樋山副課長【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① 2023年活動記録セットについて
- ② コスモス畑の種まきについて
- ③ 地域計画策定に伴う協力について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和5年第4回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名
押印する。

令和5年4月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

1 2 番 池ノ内 善和

2 番 細田 次男